| | | |
|---|---|---|
| Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金等の預入による支出 | | △ 10,900,000 |
| 定期預金等の払戻による収入 | | 10,900,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | | △ 3,179,749 |
| 無形固定資産の取得による支出 | | △ 8,008 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入 | | 5 |
| 施設費による収入 | | 555,582 |
| 減価償却引当特定資産の繰入による支出 | | △ 742,139 |
| 減価償却引当特定資産の取崩による収入 | | 552,939 |
| 小計 | | △ 2,821,369 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 108,837 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △ 2,712,531 |
| Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出 | | △ 16,868 |
| 長期借入れによる収入 | | 1,315,784 |
| 長期借入金の返済による支出 | | △ 1,870,595 |
| リース債務の返済による支出 | | △ 691,428 |
| 割賦返済による支出 | | △ 110,242 |
| ＰＦＩ債務の返済による支出 | | △ 35,000 |
| 小計 | | △ 1,408,351 |
| 利息の支払額 | | △ 129,136 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | △ 1,537,487 |
| Ⅳ　資金に係る換算差額 | | ― |
| Ⅴ　資金増加額 | | 161,087 |
| Ⅵ　資金期首残高 | | 8,554,913 |
| Ⅶ　資金期末残高 | | 8,716,000 |

**利益の処分に関する書類（案）**

（単位：円）

| | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　当期未処分利益 | | | 852,812,450 |
| 当期総利益 | | 852,812,450 | |
| Ⅱ　利益処分額 | | | |
| 積立金 | | 0 | |
| 国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額 | | | |
| 教育研究環境整備及び組織運営改善積立金 | 852,812,450 | 852,812,450 | 852,812,450 |

**注記（重要な会計方針等）**

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省日本公認会計士協会令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、プロジェクト研究等の一部については業務達成基準を、文部科学省が指定する基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）、特殊要因運営費交付金については文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。なお、受託研究収入によって償却資産を購入し、当該資産が当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な場合には、当該受託研究期間を耐用年数としている。

主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

| | |
|---|---|
| 建　　物 | ６～51年 |
| 構　築　物 | 10～60年 |
| 工具器具備品 | ２～20年 |
| 船　　舶 | ５年 |
| 車両運搬具 | ３～６年 |

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３～５年）に基づいている。

３．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

４．返還免除引当金の計上基準

将来の看護学生奨学金及び医員（研修医）の就職支度金の返還免除による損失に備えるため、返還免除の実績率により回収不能見込額を計上している。

５．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため賞与引当金は計上しない。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上している。